

地域の実情に応じた 農業・農村の活性化に向けて

平成25年10月29日

全国知事会

三重県知事 鈴木英敬



本日の説明内容

1. 農地制度において現在支障となっている事例 (P 2 ~ P 8)

- (1) 農地転用に当たっての大臣許可・協議 (P 2 ~ P 4)
- (2) 農用地区域からの除外 (農振除外)、農地転用基準 (P 5 ~ P 8)

2. 農地制度改善に向けた提案 (P 9)

【参考】 地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画 (P 10)

【参考】 農業振興地域の整備に関する法律 (抜粋) (P 11)

【参考】 農地法 (抜粋) (P 12)

【参考】 農地転用許可基準の概要 (P 13)

【参考】 農地制度をめぐる全国知事会の対応 (P 14)

1. 農地制度において現在支障となっている事例

(1) 農地転用に当たっての大臣許可・協議

現 状

大規模な農地転用にあたっては、国の関与が大きい。
2ha超4ha以下の場合、大臣協議
4ha超 の場合、大臣許可

国の懸念

大規模な農地転用は、次のようなおそれがある。
農地がまとまって失われる。
集団的な優良農地の周辺で無秩序な開発を招く。

現在、大規模な農地転用は、国の判断が必要

課 題

- ・事前協議において、時間を要するケースがある。
- ・地域の実情に十分配慮する必要があるケースがある。

支障事例1 「大臣許可案件・事前協議」

【背景】

三重県北部に位置し、海に近く、塩害による被害が大きい農地
インターチェンジに近い場所に、企業が進出を計画

【国への農地区分に係る事前協議】

書類による国の判断では、高性能機械による
営農に適する優良農地(甲種農地)と判断 ⇒ 農地転用の
可能性なし

国との事前協議
に要した時間 → 1年

現地の区画・排水条件・地盤条件を調査
区画の形状の大きさが高性能機械による営農に不適
排水条件・地盤条件が悪い

【協議結果】

高性能機械による営農に適さない
農地(第1種農地・第3種農地)で ⇒ 農地転用の可能性あり
あると国と県の見解が一致

しかし

事前協議に日時を要し、企業が進出を断念!

改善提案

地域の実情を把握した地方が判断

権限移譲

【農地制度に係る支障事例等について】

全国知事会・全国市長会・全国町村会が平成25年8月にアンケートを実施した結果、次のような意見があった。



- ・地方も優良農地の重要性は認識しており、農地転用の基準は国・地方どちらも同じで、地域の実情を説明すれば、最終的に国と県で見解が相違することはほとんどない。
- ・地方への権限移譲により農地が失われるのではないかという懸念自体があたらない。
- ・審査の内容及び基準に変わりはないので、面積により許可権者が変わるの合理的な理由に乏しい。
- ・大臣協議は農地法附則で「当分の間」とされたまま、10年以上経過している。
- ・事務処理に多大な時間・手間を要し、迅速性に欠ける。
- ・市町村農業委員会が農地転用の許可申請を受理・審査し、意見を付して都道府県知事に送付していることから、知事から都道府県農業会議への諮問について見直すべき。

1. 農地制度において現在支障となっている事例

(2) 農用地区域からの除外(農振除外)、農地転用許可基準

現 状

農用地区域からの除外

(農業振興地域の整備に関する法律 第13条第2項)

農用地区域からの除外には、“5つの要件”があり、
すべて満たさないと除外できない。

優良農地を確保するとともに、
地域の営農条件に支障を及ぼさない等の観点から設定

現 状

農地転用許可基準 (農地法 第4条、第5条)

農地の優良性や周辺の土地利用状況により農地を区分

→ 優良農地は原則転用不可

周辺農地への営農上の支障、農地転用の確実性により
許可・不許可を判断

農地や営農条件に関する視点のみ

課 題

- ・農村振興の視点が不十分
- ・まちづくりや防災の視点に立った土地利用に支障

【想定される事例】

課題

- ・A私立病院は、B市の海岸部の市街地に位置する救命救急を担う総合病院で、南海トラフ巨大地震時に津波浸水が予測される区域にある。

構想

- ・地震時にはA病院は、災害医療面でも重要な役割を担うことから、郊外の津波の影響のない農地へ病院の移転を計画
- ・この計画は、B市内の病院適正配置の観点からも有効

問題点

- ・その対象となる用地が優良農地であれば、農振法や農地法の土地利用規制により構想の実現が困難

支障事例4 「農地の土地利用規制」

【想定される事例】

課題

- ・C町では、今後急激に進展する高齢化社会に備えたまちづくりをしていくことが喫緊の課題

構想

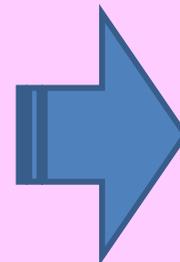
- ・町役場と駅の周辺に医療・看護・介護等の施設の誘致を行って高齢者に優しいまちづくりを構想

問題点

- ・その対象となる用地が優良農地であれば、農振法や農地法の土地利用規制により構想の実現が困難

【改善提案】

まちづくりや防災などの視点から自治体が行うべき取り組みや計画がある場合



農振法や農地法の規制を緩和

支障事例5 「農地転用の規制緩和」

現状

農用地区域内の農地の原則不許可の例外

- ・ 農産物加工施設・販売施設は、**農業者自ら**が生産する農畜産物を量的又は金額的に“**5割以上**”使用していなければ“農業用施設”にあたらぬ。
- ・ 農家レストランは農業用施設と認められない。

ニーズ

- ・ 6次産業化を促進することにより、農業・農村全体の所得向上と農業の成長分野への転換を図る。

【改善提案】

5割以上の要件を緩和

⇒ 農業者自らが生産する農畜産物のほか、**同一市町村の区域内の農業者**が生産する農畜産物も認める。

農家レストランも“農業用施設”に認める。

**6次産業化等
による農村振興
を促進**

<参考>

国家戦略特区について、東海地域から「アグリフロンティア創出特区」を提案

2. 農地制度改善に向けた提案

地方も優良農地の重要性は認識しており、農地転用の基準は国・地方どちらも同じで、地域の実情を説明すれば最終的に国と県で見解が相違することはほとんどない。

国の関与があることで、時間を要しているケースが多くあるが、現地の状況を把握している地方に権限が移譲されれば迅速な判断が可能

農地転用に関する権限を地方に移譲すべき

地域の実情に応じた農業・農村の活性化

現行制度については、まちづくりや防災の観点からの配慮が必要
農村振興の視点が不十分

まちづくり・防災や農村振興にも配慮した農地転用を可能にすべき

【参考】地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画 (農業振興地域の整備に関する法律施行規則) (第4条の4第1項第27号)

趣旨

- ・市町村が地域の農業の振興の観点から定めた計画に基づく農業振興施設の用地は、優良な農地であっても農用地区域からの除外・農地転用が可能

要件

- ・当該地域の特性に応じた農業の振興を図るために必要なもの
- ・市町村は計画に沿って地域の農業の振興が図られているか定期的に検証 等

【利点】

【農振法】

農業公共事業の完了後8年未満の農地は、農用地区域からの除外要件を満たさない。

27号計画

農用地からの除外可能

- ・農振法第10条第4項
- ・農振法施行令第8条第4号
- ・農振法施行規則第4条の4第27号

「通称27号計画」

【農地法】

甲種農地・第1種農地は、農地転用が原則不許可となる。

27号計画

甲種農地・第1種農地でも

農地転用の不許可の例外

- ・農地法第4条第2項
- ・農地法施行令第10条第1項第2号へ
- ・農地法施行規則第38条

施行規則第38条の計画 = 農振法「通称27号計画」

「農業振興地域の整備に関する法律(農振法)」(抜粋)

農業振興地域の整備に関する法律

(農業振興地域整備計画の基準)

第十条

3 市町村の定める農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画は、当該農業振興地域内にある農用地等及び農用地等とすることが適当な土地であって、次に掲げるものにつき、当該農業振興地域における農業生産の基盤の保全、整備及び開発の見地から必要な限度において農林水産省令で定める基準に従い区分する農業上の用途を指定して、定めるものでなければならない。

4 前項の農用地等及び農用地等とすることが適当な土地には、土地改良法第七条第四項に規定する非農用地区域内の土地 **その他政令で定める土地は含まれないものとする。**

農業振興地域の整備に関する法律施行令

(農用地及び農用地等とすることが適当な土地に含まれない土地)

第八条 法第十条第四項の政令で定める土地は、次に掲げる土地とする。

一～三 略

四 公益性が特に高いと認められる事業に係る施設のうち農業振興地域整備計画の達成に著しい支障を及ぼすおそれが少ないと認められるもので **農林水産省令で定めるものの用に供される土地**

農業振興地域の整備に関する法律施行規則

(公益性が特に高いと認められる事業に係る施設)

第四条の四 令第八条第四号の農林水産省令で定める施設は、次に掲げるものとする。

二～二十六の二 略

二十七 地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画(次に掲げる要件の全てを満たすものに限る。)においてその種類、位置及び規模が定められている施設(当該農業振興地域の特性に応じた農業の振興を図るために必要なものに限る。)

イ～ヲ 略

【参考】「農地法」(抜粋)

農地法

第四条 農地を農地以外のものにする者は、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可(その者が同一の事業の目的に供するため4ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする場合には、農林水産大臣の許可)を受けなければならない。

2 前項の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合には、することができない。ただし、……その他**政令で定める相当の事由があるときは、この限りでない。**

一 次に掲げる農地を農地以外のものにしようとする場合

イ 農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号に規定する農用地区域をいう。以下同じ。)内にある農地

ロ イに掲げる農地以外の農地で、集団的に存在する農地その他の良好な営農条件を備えている農地として政令で定めるもの(市街化調整区域(都市計画法第七条第一項の市街化調整区域をいう。以下同じ。)内にある政令で定める農地以外の農地にあつては、次に掲げる農地を除く。)

(1) 市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で政令で定めるもの

(2) (1)の区域に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある農地で政令で定めるもの

農地法施行令

(農地の転用の不許可の例外)

第十条 法第四条第二項第一号に掲げる場合の同項ただし書の政令で定める相当の事由は、次の各号に掲げる農地の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる事由とする。

一 略

二 法第四条第二項第一号ロに掲げる農地 農地を農地以外のものにする行為が前号イ又は次のいずれかに該当すること。

イ~ホ 略

へ ……その他**地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画(土地の農業上の効率的な利用を図るための措置が講じられているものとして農林水産省令で定めるものに限る。)**に従って行われる場合で農林水産省令で定める要件に該当するものであること。

農地法施行規則

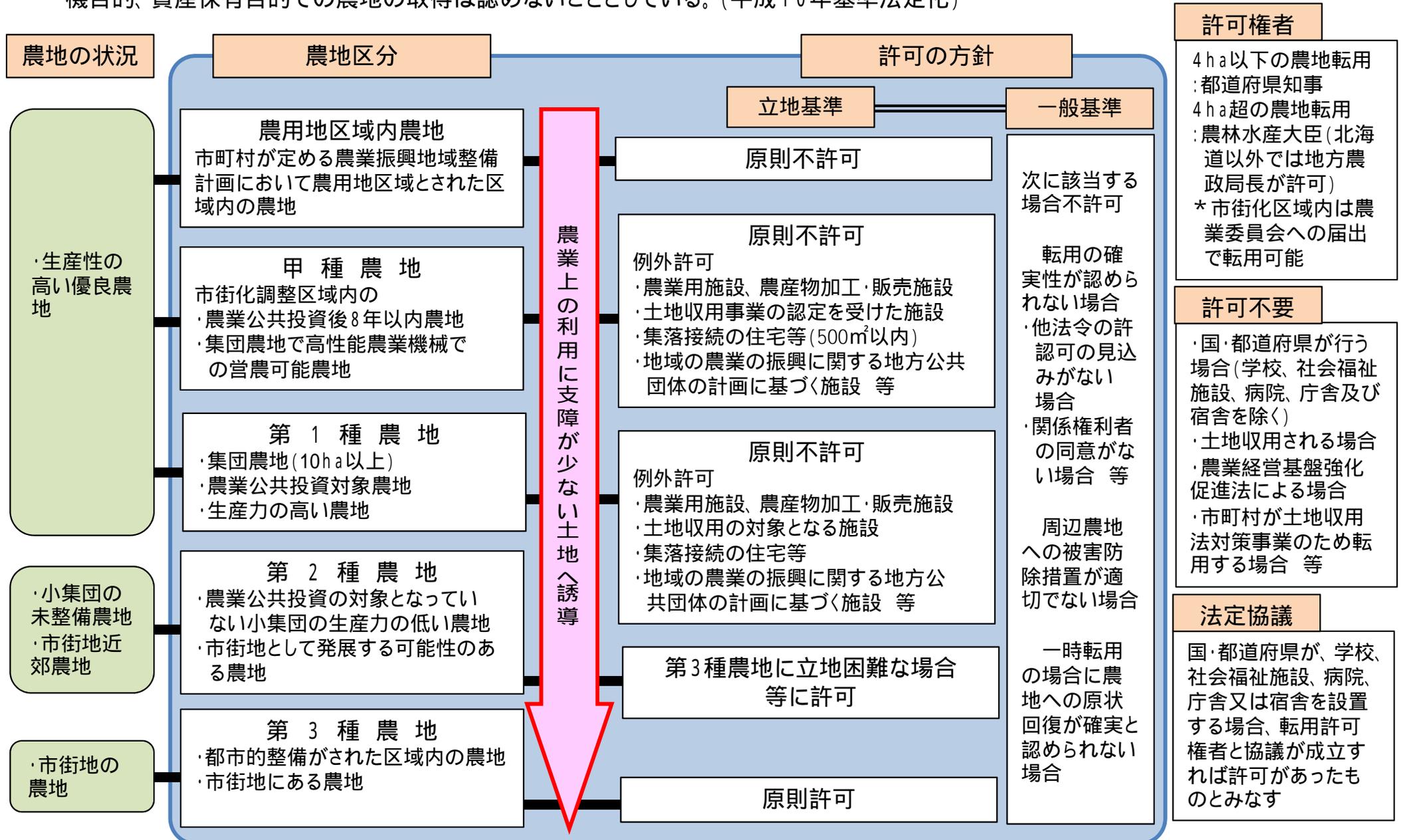
(地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画に従って行われる農地の転用)

第三十八条 令第十条第一項第二号への農林水産省令で定める計画は、**農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第八条第一項に規定する市町村農業振興地域整備計画又は同計画に沿つて当該計画に係る区域内の農地の効率的な利用を図る観点から市町村が策定する計画とする。**

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の4第27号による計画(通称27号計画)

【参考】農地転用許可基準の概要

農地転用許可基準の運用により、優良農地を確保するため、農地の優良性や周辺の土地利用状況等により農地を区分し、転用を農業上の利用に支障が少ない農地に誘導するとともに、周辺農地の営農に支障となる転用や具体的な転用目的を有しない投機目的、資産保有目的での農地の取得は認めないこととしている。(平成10年基準法定化)



【参考】農地制度をめぐる全国知事会の対応

平成20年 2月 8日

「国の地方支分部局の見直しの具体的方策(提言)」
(農地転用許可権限を含む)地方農政局の大半の業務を
地方に移譲することが可能と整理

平成22年 7月15日

「国の出先機関の原則廃止に向けて」
農地転用事務を地方移管すべき事務として整理

平成23年 8月30日

「移譲に向けて速やかに着手すべき事務・権限について」
地方農政局の農地の転用に関する事務の移管に向けた
協議の開始について要請

平成24年 7月19日

「地域主権改革の推進について」
農業振興に係る国の関与の見直しと権限移譲について提案

平成25年 7月 9日

「地方分権改革の推進について」
農地転用に関する事務・権限の移譲及び
農地法見直しにあたっての地方との十分な協議について提言